

転 出 届 (郵送用)

転出日	令和 年 月 日		
新 住 所			新世帯主
旧 住 所	和歌山県有田郡有田川町大字		旧世帯主
氏 名			生 年 月 日 年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)
氏 名			生 年 月 日 年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)
氏 名			生 年 月 日 年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)
氏 名			生 年 月 日 年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)
氏 名			生 年 月 日 年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)

● 上記のかたの中に、有効な **個人番号カード** **住民基本台帳カード** を所持しているかたはいますか？ 【 いない ・ いる（氏名： ） 】※複数いる場合は全員記載。

※上記カードありの場合

上記カードの交付を受けているかたがいるときは、住基ネットで転出証明書情報を送信するので転出証明書は発行されず、**転入届の際に上記カードの提示が必要**となります。
上記カードを提示しない場合は、転入届出ができませんのでご注意ください。また、複数人のかたが上記カードをお持ちの場合は、すべてのカードについて継続利用処理が必要ですのでご持参下さい。
※上記カードの交付を受けているかたが転入届に行けない場合は、同一世帯員がそのカードを預かり持参して届出できます。（暗証番号を本人から聞いておいて下さい。）
※転入届を代理人に委任する場合は、委任状と上記カードの暗証番号を記載した書類を封筒に入れて封かんする等、代理人に暗証番号を知られない措置をしてください。
なお、転入届は、有田川町がこの転入届を受け付けて処理を完了した後でないとできませんので、日数に余裕をもって届け出て下さい。

(注1) 上記カードを提示できない特別な事情がある場合は【転出証明書】を交付しますので、その事情を下記に記入して下さい。
ただし、その場合には転入した日から90日を経過するまで又は再度転出するまでの間に上記カードを転入地市町村に提出しないときには、上記カードが失効しますのでご注意ください。

(注2) 上記に記載した転出(予定)日の翌日から起算して14日を越えた日に届出を受け付けた場合は、上記カード提示で転入届はできませんので【転出証明書に準ずる証明書】を発行します。

(注3) 転入届を、転出予定日を30日経過した日又は転入日から14日経過した日のいずれか早い日以降にする場合は、【転出証明書に準ずる証明書】が必要となりますのでご注意ください。

(この届出書に必ず添付するもの)

1. 申請者の「**本人確認資料**」(個人番号カード・住基カード・運転免許証・在留カード・健康保険証等の官公庁発行の名前・住所・生年月日の記載がある資格証明書のコピー)

2. 「**上記カード所持者なし**」(注1)・(注2)・(注3)に該当の場合は、「**返信用封筒**」(宛名・切手貼付) — 【転出証明書】又は【転出証明書に準ずる証明書】送付用

※国外へ転出される場合は、転出証明書の発行がありませんので、返信用封筒の送付は不要です。

有田川町長 様

令和 年 月 日

申請者 住 所 _____ 連絡先電話番号 _____ () _____ ←昼間連絡が取れるようにお願いします

氏 名 _____ (署名) _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<記載例>

転 出 届（郵送用）

転出日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
新 住 所	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 番地		新世帯主	〇 〇 〇 〇
旧 住 所	和歌山県有田郡有田川町大字 〇〇〇〇〇番地		旧世帯主	〇 〇 〇 〇
氏 名	〇 〇 〇 〇		生 年 月 日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地		筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)	〇 〇 〇 〇
氏 名			生 年 月 日	年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)	
氏 名			生 年 月 日	年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)	
氏 名			生 年 月 日	年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)	
氏 名			生 年 月 日	年 月 日
本 籍 地 (外国人住民は国籍)			筆頭者の氏名 (外国人住民は空白)	

● 上記のかたの中に、有効な **個人番号カード** **住民基本台帳カード** を所持しているかたはいますか？ 【 **いない** ・ いる（氏名： ） 】※複数いる場合は全員記載。

※上記カードありの場合

上記カードの交付を受けているかたがいるときは、住基ネットで転出証明書情報を送信するので転出証明書は発行されず、**転入届の際に上記カードの提示が必要**となります。

上記カードを提示しない場合は、転入届出ができませんのでご注意ください。また、複数人のかたが上記カードをお持ちの場合は、すべてのカードについて継続利用処理が必要ですのでご持参下さい。

※上記カードの交付を受けているかたが転入届に行けない場合は、同一世帯員がそのカードを預かり持参して届出できます。（暗証番号を本人から聞いておいて下さい。）

※転入届を代理人に委任する場合は、委任状と上記カードの暗証番号を記載した書類を封筒に入れて封かんする等、代理人に暗証番号を知られない措置をしてください。

なお、転入届は、有田川町がこの転出届を受け付けて処理を完了した後でないといけませんので、日数に余裕をもって届け出て下さい。

（注1） 上記カードを提示できない特別な事情がある場合は【転出証明書】を交付しますので、その事情を下記に記入して下さい。

ただし、その場合には転入した日から90日を経過するまで又は再度転出するまでの間に上記カードを転入地市町村に提出しないときには、上記カードが失効しますのでご注意ください。

（注2） 上記に記載した転出（予定）日の翌日から起算して14日を越えた日に届出を受け付けた場合は、上記カード提示で転入届はできませんので【転出証明書に準ずる証明書】を発行します。

（注3） 転入届を、転出予定日を30日経過した日又は転入日から14日経過した日のいずれか早い日以降にする場合は、【転出証明書に準ずる証明書】が必要となりますのでご注意ください。

（この届出書に必ず添付するもの） 1. 申請者の「**本人確認資料**」（個人番号カード・住基カード・運転免許証・在留カード・健康保険証等の官公庁発行の名前・住所・生年月日の記載がある資格証明書のコピー）

2. 「**上記カード所持者なし、（注1）、（注2）、（注3）に該当の場合は、「返信用封筒」（宛名、切手貼付）**」－【転出証明書】又は【転出証明書に準ずる証明書】送付用

※国外へ転出される場合は、転出証明書の発行がありませんので、返信用封筒の送付は不要です。

有田川町長 様

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請者 住 所 （新住所をご記入ください） 連絡先電話番号 〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇 ←昼間連絡が取れるようにお願いします

氏 名 〇 〇 〇 〇 （署名） 生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇月 〇〇日

↑ 署名してください